

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	令和 7 年度
計 画 主 体	北海道新冠町

新冠町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 北海道新冠町産業課産業グループ
所 在 地 北海道新冠郡新冠町字北星町 3 番地の 2
電 話 番 号 0 1 4 6 - 4 7 - 2 1 1 1 (代)
F A X 番 号 0 1 4 6 - 4 7 - 2 4 9 6
メールアドレス sangyo@niikappu.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ・タヌキ・鳥類（ハシボソガラス・ハシブトガラス・カワラバト）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道新冠町（全域）

2. 鳥獣による農作物に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害額(千円)
ニホンジカ	牧草	235.0	52,537
	デントコーン	10.0	4,915
	水稻	1.1	1,274
	その他作物	0.3	6,936
	計	246.4	65,662
ヒグマ	デントコーン	7.0	3,440
アライグマ	デントコーン	5.0	2,457
	その他農作物	0.2	4,624
	計	5.2	7,081
キツネ・タヌキ	－	－	－
鳥類	その他農作物	0.03	693
合 計		258.6	76,876

※被害数値については、捕捉が不十分な面がある。

（2）被害の傾向

ニホンジカ	個体数が急増しており、行動範囲も広がっている。水稻、ピーマン、デントコーンの被害が恒常化している。また、採草放牧地への侵入により食害が発生、牧草の収量減少が深刻化している。
ヒグマ	人里での目撃が増えており人的被害等の防止対策に関する懸念があり、農業地域では収穫期のデントコーンの被害が増加している。
アライグマ	町内各地で目撃され、収穫期のピーマン及びデントコーンの被害が増加傾向にある。冬季は畜舎や倉庫の飼料などに被害がある。
キツネ・タヌキ	人里近くに出没し、感染症に関する懸念がされている。
鳥類	コガネムシの幼虫などを捕食する際に牧草を剥離することがあるため、採草放牧地で被害が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）		軽減率
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)	
ニホンジカ	246.4	65,662	197.1	52,530	20%
ヒグマ	7.0	3,440	5.6	2,752	20%
アライグマ	5.2	7,081	3.6	4,957	30%
キツネ・タヌキ	—	—	—	—	—
鳥類	0.03	693	0.02	462	10%
合 計	258.6	76,876	206.3	60,701	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	① ニホンジカの場合 銃器・くくりわなによる捕獲 ・ R03実績 2,773頭 ・ R04実績 2,053頭 ・ R05実績 2,167頭 捕獲奨励金 5,000円/頭 H23から 8,000円/頭 H30から 9,000円/頭 くくりわな524基導入 ② ヒグマの場合 銃器・箱わなによる捕獲 ・ R03実績 13頭 ・ R04実績 15頭 ・ R05実績 37頭 捕獲奨励金 10,000円/頭 H27から 20,000円/頭 箱わな29基導入、個人所有も含め32基導入 箱わな用監視カメラ10台導入 ③ アライグマの場合 箱わなによる捕獲 ・ R03実績 766頭 ・ R04実績 844頭 ・ R05実績 994頭 捕獲奨励金 4,000円/頭 町22基、協議会510基導入 ④ キツネ・タヌキの場合 箱わなによる捕獲 ・ R03実績 282頭 ・ R04実績 273頭 ・ R05実績 493頭 捕獲奨励金 キツネ4,000円/頭・タヌキ2,000円/頭 ⑤ 鳥類 ・ R03実績 52羽 ・ R04実績 60羽 ・ R05実績 79羽 捕獲奨励金 500円/羽	① ニホンジカの場合 ・ 軽種馬地帯のため、馬が近くにいる場合、銃器が使えない。 ・ 爆発的な増加に捕獲が追い付かない。 ② ヒグマの場合 ・ 箱わなにて捕獲するものの親クマ捕獲が少ない。 ①と②は特に国有林からの出没が多い ③ アライグマの場合 ・ 箱わなにて捕獲するものの個体数の減少には至っていない。 ④ キツネ・タヌキの場合 ・ 住民の協力による民家付近でのわな設置 ⑤ 鳥類の場合 ・ 巣が高所にあるため、撤去が進まない。

防護柵の設置等に関する取組	平成14年度から町単事業により、各圃場に侵入防止の電気柵設置を支援。平成20年度からは特措法に基づき国の鳥獣害対策交付金を受けて電気柵を設置。 ・ R03実績 0か所 0m ・ R04実績 7か所 5,530m ・ R05実績 4か所 1,927m 設置累計 291か所 228,728m	農家が点在しているため、集落全体を囲うことができず、圃場ごとの設置となっている。 設置した圃場は被害低減の効果があるがそれ以外の圃場への侵入が著しい。
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

①ニホンジカ 捕獲に当たり、北海道の保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲数の増加を図る。銃器による一斉捕獲や「くくりわな」での捕獲も並行して実施する。 ②ヒグマ 捕獲に当たり、繰り返し出沒する個体や、人身事故の恐れがある個体のみ捕獲する。 人里で繰り返し目撃された箇所においては必要に応じて出沒防止対策として周辺の草刈等を実施する。 箱わな監視カメラの設置及びドローンによるヒグマの搜索などICTを活用した対策の推進を図る。 ①と②は上記の捕獲と電気柵の両面での被害防止対策を推進する。 ③アライグマ 捕獲に当たり、特定外来生物の防除実施計画による捕獲従事者が捕獲し、被害の低減化及び生息域拡大の阻止を図る。 ④キツネ・タヌキ・鳥類 生活圏内での駆除要請のため、捕獲困難な場合も多いが、住民生活に支障がない範囲での捕獲に努める。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・鳥獣被害対策実施隊のうち、対象鳥獣捕獲員である有害鳥獣従事者において、有害駆除期間中に班編成し効率的な捕獲に取り組む。
- ・狩猟期においては、くくりわなによる捕獲を実施し効率的な駆除を実施する。
- ・農業者等によるわな猟免許の取得経費等の助成をし、捕獲員の増加を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	新たな担い手の育成等
8	ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	新たな担い手の育成等
9	ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	新たな担い手の育成等

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲・駆除頭数に基づき設定。ヒグマについては繰り返し出没する個体や、人身事故の恐れがある個体のみ捕獲。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	2, 500頭	2, 500頭	2, 500頭
ヒグマ	40頭	40頭	40頭
アライグマ	1, 000頭	1, 000頭	1, 000頭
キツネ	200頭	200頭	200頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
鳥類	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容

- ・捕獲予定場所は町内一円
- ・ニホンジカ―銃による駆除（年間通して）
くくりわなによる捕獲（年間通して）
- ・ヒグマ―銃による駆除（4月～12月の間）
箱わなによる捕獲（4月～12月の間）
- ・アライグマ―銃による駆除（狩猟期を除く期間）
箱わなによる捕獲（年間通して）
- ・キツネ・タヌキ―銃による駆除（狩猟期を除く期間）
箱わなによる捕獲（狩猟期を除く期間）
- ・鳥類―銃による駆除（狩猟期を除く期間）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・ライフル銃による捕獲等については、大型獣（ヒグマ・ニホンジカ）に限定し、実施する。
- ・箱わな・くくりわなにより、掛かった場合、大型獣（ヒグマ・ニホンジカ）に限定し、ライフル銃による止め差しを行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
新冠町一円	ニホンジカ・タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ ヒグマ	15カ所・15ha 15,000m (電気牧柵)	15カ所・15ha 15,000m (電気牧柵)	15カ所・15ha 15,000m (電気牧柵)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	侵入防止柵の管理、被害農家への獣害防止知識の普及活動、緩衝帯の設置
5	ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	侵入防止柵の管理、被害農家への獣害防止知識の普及活動、緩衝帯の設置
6	ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	侵入防止柵の管理、被害農家への獣害防止知識の普及活動、緩衝帯の設置

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
日高振興局環境生活課	状況の把握
静内警察署新冠管轄駐在所	状況の把握・住民への周知・警戒
新冠町	状況の把握・住民への周知・警戒・関係機関への通報
新冠町鳥獣被害防止実施隊	状況の把握・警戒・捕獲の実施
北海道猟友会日高中部支部新冠分会	状況の把握・警戒・捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制

○ヒグマの場合 ・ヒグマ発見→町に通報→所轄警察署に通報→住民に対する危険啓発(住民の安全) ・ヒグマ発見→町に通報→ハンターの出動を図る

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ニホンジカ以外の残滓は町が一括して日高中部衛生施設組合の一般廃棄物処理施設で焼却処理する。 ・ニホンジカ解体処理施設で有効活用された部位以外の残滓等については、平成28年度建設した微生物による減量化施設に持ち込み、適正に処理する。 ・ヒグマについては、必要に応じて検体として研究機関(道立総合研究機構環境科学センター)に提供する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・肉(ニホンジカ・ヒグマ)の一部は利活用 ・捕獲したニホンジカを地域資源として位置づけ、平成25年度建設したエゾシカ解体処理施設の有効活用を図り、食肉加工やペットフード等として適正に処理する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新冠町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
新冠町	協議会事務局運営・被害状況の把握・出没状況の把握
新冠町農業協同組合	被害状況の把握・出没状況の把握
北海道猟友会日高中部支部 新冠分会	有害鳥獣関連情報の提供・有害鳥獣捕獲の実施
日高農業改良普及センター	被害状況の提供・被害防止対策の情報提供
(株)北海道食美楽	ニホンジカ捕獲個体の処理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
日高振興局環境生活課	被害報告の取りまとめ
日高鳥獣被害防止対策 広域協議会	日高管内関係機関と連携を図り、広域的な害獣 駆除の方策を協議する

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設立年月日～平成24年3月8日 隊員数～53名 年々増加する鳥獣被害の減少を図るため、被害防止実施隊を結成し、鳥獣ごとに部隊を編成する事で捕獲の強化を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--